

# 松戸の学童保育・・・これまでとこれから・・・



## 原さん（放課後児童クラブ指導員）のお話

- 以前の学童保育所は、地域の児童民生委員や、校長先生、現役の保護者やOBなどの人たちが運営委員会を作っていました。会計業務はほとんどの所で父母会と指導員が行なっていました。保育料と補助金で、指導員の人件費やおやつ代、様々な経費をまかしていました。補助金がそれほど多くなかったので、保育料は高くなります。保育料は高いのに指導員の賃金は低い。でも、皆で一生懸命やっていました。
- 1990年にプール制がスタートしました。それまでは市内の各学童保育所で保育料もバラバラ、指導員の待遇もバラバラでした。同じ学童保育所なのに、バラバラではおかしいということで、皆でお金をプールして分け合い、同一保育料、同一賃金を目指そうということになりました。そのお陰で保育料は若干上がりましたが、指導員の待遇はよくなりました。
- 法人化前の松戸市学童保育連絡協議会の最終的な加盟数は35学童中34学童だったと思います。プール制に加盟したのは最大で27学童でした。プール制に加盟しない学童も連絡協議会に加盟し、学童保育指導員会にも入って、皆で学童がどうあったらよいかという理想の追求ができました。この当時のメリット・デメリットを考えると、学童保育所同士の横の連携や助け合いがあって、指導員がつながって保育の質を高めようとか、希望する子どもたちがみんな学童に入れるようにしようとか、保育料を何とか低くしようとか、理想を求めてそれを実践できました。父母会も学童を支えようとか、いろいろな行事に参加しようとか、皆で話し合って行政に働きかけようとか、とにかくみんなでやってきたのがメリットの一つだと思います。デメリットとしては、保護者が直接運営に関わるという負担が大きかったこと。運営委員会方式というのは、各学童に指導員が直接雇われているので、異動がありませんでした。どこかの学童で指導員が急にやめたりして困っていても、助けに行くということはできませんでした。それから責任の所在。何かあった時誰が責任を取るのかということ、指導員が保護者。

## 1998年学童保育の法制化

- 1998年に学童保育が法制化されたことや、時代の流れでしょうか、行政から委託化の話が出ました。そのタイミングで松戸市の学童保育を検討する委員会（有識者会議）が設置され、学童保育はどのように運営するのが望ましいかの検討をしました。その有識者会議には学童連協の会長と事務局長、

### 学童保育の法制化

1997年6月に「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立し、学童保育がはじめて法制化。1998年4月より学童保育は児童福祉法と社会福祉事業法に位置づく事業となる。「放課後児童健全育成事業」という名称で、「国と地方自治体が児童の育成に責任を負う」（第2条）と定められている「児童福祉法」にはっきりと明記された。

地域の児童民生委員、学校長などが入っていました。そこで、結局委託化は明確にされなかったのですが、法人に委託する、補助金を出すというような話が出て、いろいろ案が出されました。そして学童保育連絡協議会の中で、委託・補助の対象となるNPO法人を立ち上げることを検討すると。この時、皆で力を合わせて法人を作るけれど、そこに皆で入るかどうかの確認はしませんでした。NPOを立ち上げる準備をしている一方で、社会福祉法人が動き始めました。結果的には、学童保育連絡協議会に加盟していた学童保育所も社会福祉法人に加盟するところ、連協が立ち上げたNPO法人、その他のNPO法人などに加盟するところといろいろになりました。法人化にあたって、「一つの法人に最大7学童保育所」という行政からの指導がありました。決定は各学童保育所の運営委員会に任せられました。連協が立ち上げたNPO法人松戸市学童保育の会に加盟しているのは、現在12学童です。

- 加盟する法人がバラバラになったせいもあって、連絡協議会に加盟する学童保育所は現在5ヶ所です。指導員会も解散になりました。

連絡協議会に加盟していないと、それぞれの学童保育所で加盟している法人とやりあって話しあう。法人はそれぞれ行政と話しあう。行政に交渉しても「それは法人で解決してくれ」と言われるし、保護者が行政に話を持っていっても「それは法人に言ってくれ」となります。現在、「松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会」（通称MAC）という組織ができました。このMACに権限はないのですが、行政との窓口機関として行政からいろいろ連絡が来ます。でも、保護者の思いはなかなか通じないというのが現実です。

## 児童福祉法

### 1)第6条の2第6項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

### (2)第21条の11

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第6項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

## なぜ、松戸の保育料は高いのか

- 船橋市は公設公営になって保育料は安くなりましたが、1年やっても20年やっても指導員の待遇は同じそうです。経験給はつきません。市川市も公設公営ですが、待遇は比較的好いと聞いています。ただ公設公営だと、手作りおやつは出せないとか、保育に縛りがあつたりします。他市の例ですが、極端な例だと部屋から出さないという話もあります。体育館で学童をやつていて、子どもを外に出さないという例もあります。公設公営だといろいろ問題があつて、とにかく待遇は低いです。松戸の場合は、保育料にはねかえっているのは事実です。松戸市の1万5千円という保育料はある程度プール制で作つた保育料で、ほとんどの学童がその保育料でやつていたからというのが、松戸の保育料を決める根拠にされている感じがします。ある学童は8千円でやつていましたが、そ

ここに合わせることはしませんでした。松戸市からの補助金は学童ごとに算定して、法人にまとめて出されます。そして、各法人に事務所を置いて事務員を配置しなさいとしています。その費用として1学童あたり年間50万円松戸市が出しています。以前プール制を行っていた時は、指導員がボランティアで27学童保育所（プール制加盟数）の運営会計を行っていた事実があり、もう少しやり方を考えれば、かなりの事務費が削減されるのではないかと思います。このように事務の方にお金を出してしまうから、法人化される前と比べると、指導員の待遇は悪くなってきています。事務の人がいて、しっかりと運営してくれるということを悪いこととはいえないのですが。

指導員の待遇は、松戸市の言っている待遇でやると最低賃金を割ってしまうので、ハローワークに出せません。一番低いところで初任給が10万円を切っています。

単純に言えば、補助金が低いから保育料が高いということです。



### 学年に関係なく、必要だと思ったら学童保育に入れたいと思うのが正直な親の思い

- 今回の松戸の70人問題が決定してしまうと、間違いなく松戸の学童保育史上最悪のことになります。保育料が高いなどという問題はありましたが、今までは、4年生以上でも学童保育を必要とする子どもを入れることができました。これが松戸の唯一の良かった点なのに、それがなくなってしまいます。父母会でキャンプに行くのもあやしい、手作りおやつもあやしい、指導員同士の交流もなかなかできないというような今の状況を考えて、間違いなく20年前より悪くなっています。学年に関係なく、必要だと思ったら学童保育に入れたいと思うのが正直な親の思いです。国も10歳以上の必要性に前向きです。
- 龍ヶ崎市の学童保育は公設公営で、指導員の時給は確か850円。何の研修もしていない、全くの素人を3人位配置しているという状況。全員パートです。
- 船橋市は児童館の中に学童保育が入っていて、児童館の職員はいるけれど、実際に学童をやっているのは全員非常勤らしいです。
- もうずいぶん前の話ですが、東京にいた時 息子が学童に入っていました。やはり児童館に併設されていて、公設公営でした。狭いので許容量がなく、入所希望者が多い年は2年生までしか入れなくて、3年生で追い出されてしまいました。親はほとんど関わらず、お任せでした。保育内容も貧弱でした。松戸へ越してきたら、公設公営でもなく、自分たち親が作らなくてはならなかった。東京ではおやつ代800円ですんでいたのが、松戸で自分たちが始めたときは、保育料8000円でした。でも、運営に父母が関わっていたので、保育料が高くても、子育ての勉強が共有できることはいいことだと。公設公営でない方がいいと実感として思っていました。でも、その当時の親たちの勤労状況と今とでは大きく違っている。その当時は安定した雇用状況で、高い保育料でも負担できた。今は労働状態がとても悪いし、地域の環境も悪くなっている。4年生以上でも家庭の事情によっては学童保育が必要だと思う。通わせたいという家庭の子どもを一律に切るのはいらないと思う。
- 昨年12月、「71人以上の学童保育には補助金を出さない」と松戸市は言ってきました。1年生から3年生までで70人を超えている学童保育所は松戸市にないのではないかと思います。71人以上のところ補助金を出さないとすると実質的に4年生以上を切ること

になってしまいます。私のところでは、現在 80 人来ています。その内訳は 1~3 年生までが 60 人程度。4 年生以上を入れると 71 名以上になってしまいます。

— 国の方針では、71 名以上の所は新しく施設を作って分離させるということですね。そのために補助金を出すことにすると。でも松戸市は新しく作って分離させるという方針は打ち出さないのですね。

- そうなのですが、分離させるというのも難しい問題があります。71 人以上いるところを 2 つに分割して、約 35 人ずつにしても、新年度で何人かやめて 30 人以下になってしまったら、専任の指導員二人を、保育料だけでやっていけるかどうかというのは非常に難しい。国も理想は言うけれど、そういう時にお金を出してくれるわけではない。

### **自分が今の保護者と同じ世代なので、 今の子どもや親が変わったと言われることには非常に疑問を感じます**

— 親の連携する組織はありますか？

- 以前からある学童保育所には、今も父母会がありますが、連携組織はありません。また、新しくできた 10 ヶ所の学童保育所には父母会があるかどうか。ないかもしれません。指導員に保護者と一緒にやりたい、保護者と協力してやりたいという思いがあれば保護者も動きますが、指導員の中には保護者組織がない方が楽だという人もいますから。懇談会はなるべくやるようにと言われていますが、指導員もそういう経験のない人がどんどん採用されていますから、懇談会もやらないところもあります。
- 指導員の研修は各法人に任せられています。それから法人連絡会 MAC でも新人研修などの研修を行なっています。でも、自分たちがどんな保育をやっているかを皆で検証し合うということはないし、どういう保育をしようかということを話し合う場はありません。
- 先ほど、以前と比べて子どもの状況はどのように変わったかという質問がありましたが、学童の子どもたちにそれほど大きな変化はありません。子どもに変化はありません。楽しくて、元気で腕白で。もし変わっているとしたら、指導員が自由に遊ばせていたら危険だから管理をしようとか。行事が減っているから子どもたちが見通しを持って成長できなくなっているとか。保護者が保育室に入ってこないで外で待っている。学童に対する敷居が高くなっているというのは指導員や運営側の問題だと思います。以前は、共同の子育てという言葉が指導員は大切にしてきました。親と一緒に子どもを育てて行こうという思いです。そういう思いがなくなっているように感じます。ある法人はキャンプを平日に行ないます。平日にやるので、子どもと職員で行きます。保護者は参加できません。「保護者が行かないキャンプだったら、キャンプへ行く必要がない。保護者が行くから学童のキャンプはいいものなのだ」という保護者もいました。自分が今の保護者と同じ世代なので、今の子どもや親が変わったと言われることには非常に疑問を感じます。何が変わったかという、そこに勤める指導員と運営です。子どもの家庭の経済状況についても、17 年前に学童保育所に入った頃と比べてむしろ今の方がいいと感じます。学童保育に来ている子どもの家庭に限らずです。地域性もあると思うのですが。それから、生活保護世帯は保育料全額免除されています。準要保護世帯はある程度軽減されていて、9000 円程度です。



- 以前と比べて違うのは、学童から習いごとへ行く子どもが増えました。それはある意味豊かになったのかなぁと思います。最終的に習いごとを選んで、学童をやめるというパターンもあります。中には父母会が嫌だから学童をやめさせてしまうという親もいて、その埋め合わせは習いごとです。今は、選択肢が増えたのかもしれませんが。女性の働き方にも選択肢が増えているので、学童をやめて、子どもが下校する3時までの仕事に変えるとか。そういうことができる時代ではありますね。それは保護者が変わったのではなく、社会的な背景が変わったということです。

### 今一番必要だと思うのは横の連携 指導員が松戸市という単位で子どもを見てほしい



- 保育料が下がるとか、指導員の連携組織を作って保育の質を向上させようとか、保護者も連絡協議会に入って、保護者も保育に関わって松戸の学童を良くしましよとか、そういうふうになるのならいいのですが、そういうふうにはならないで、71人以上の学童保育に補助金を出さないと行政がそこを削っていくのはとても嫌です。自分が今一番必要だと思うのは横の連携です。指導員が松戸市という単位で子どもを見てほしい。松戸の指導員がこの人なら集まらなくてはと思えるような座長がほしいですね。
- 指導員の給料が低いというのは根本的な問題ではないですか。
- 年間を通じてみると、子どもと関わる時間は学校の先生より学童の指導員の方が長いです。でも、給料は先生の半分以上。
- 松戸市は、学童保育が教育の場でもあるという認識はありますか。龍ヶ崎の児童福祉課の人は、「子どもの安全を確保する場」という認識でした。
- そういう認識はないかもしれません。加えて安全の意味がわかっているかどうか。簡単に「安全」と言いますが、安全のために子どもを部屋に閉じ込めておけば、子どもの精神上、発達上よくない。そう単純ではありません。
- 法制化される前から指導員だった人はどのくらいの割合でいるのでしょうか。
- 大まかな話になりますが、中堅という存在が少ないです。経験5年未満が多くて、20年以上のベテランも多いです。

### 利用したいと希望する子どもたちが皆利用できる、保護者が安心して働ける学童保育に

- 70人問題について、厚労省に聞いたら2007年に各市町村の課長には、3年間を使って大規模学童保育所の問題を整理するように指導したそうです。3年間議論する時間があったのに、松戸市は昨年12月まで言及してこなかった。12月という時期は、次年度の新1年生に対して説明を行なう時期です。その時に3年生までしか受け入れられないという説明をした学童が既にあったようです。
- この問題についてはまだ決定していないので、はっきりしたことは言えません。でも利用者の声を聞いていないことは確かです。  
学童を利用したいと希望する子どもたちが皆利用できる、そして保護者が安心して働ける、それがこれまでの松戸の学童保育が他市に誇れることでした。この点はこれからも大切にしていきたいと思います。そして、その内容も誇れるものになるよう、頑張っていきたいと思います。応援よろしくお願いします。

- 私の住んでいる地域の学童保育所では、「今預かっている４年生までの子どもたちは引き続き預かるけれど、新１年生からは認められません」という説明がされたそうです。
- すべての学童が障害を持った子どもたちを受け入れてくれるわけではなく、今、放課後の居場所を求めている障害を持つ子どもたちは７・８０名いるそうです。
- 障害を持つ子どもを受け入れると、指導員を増員しなくてはなりません、現在の松戸市の補助を考えると運営上厳しい問題がありますね。
- 特別支援学級もすべての小学校にあるわけではないので、障害のある子どもは地域の学校へ通えないことが多い。地域の子どもは地域の学校へということがあたりまえになってほしい。
- 小学校・中学校までは特別支援学級へ行っている、その先は特別養護学校（特別支援学校）へと皆つながっていく。だから今、特別支援学校は満杯状態。
- 特別支援法というのは平成１８年から全面的に施行されることになっていたはずなんです。最初の頃は特別支援スタッフの募集が行なわれていたのですが、今年はどうも募集していないようなんです。今度英語の授業が小学校でも行なわれるようになるので、そちらにスタッフを回さなければいけないし、スタッフ募集の全体数も減らしています。今回来た特別支援スタッフだと思ってついた先生が全くの素人でした。「私は算数を教えるのだと思ってきた。でも学校へ来たら校長先生から障害のある子を見てくれと言われた」とその先生が言ったのでビックリしました。
- 特別支援スタッフの方がほしいという現場の要求に松戸市の施策が答えていないから、そのような状況が生じてくるのでしょうか。
- 特別支援法を施行するのはいいけれど、予算がそれに伴っていないので困るのです。大元の文科省の予算も削られ、特別支援学校そのものの数も減らそうとしている。お金を投入して専門家を入れるのではなく、地域の子は地域で育てましょと、結局地域みんなの力をあてにしている。
- 地域の人学校へ入っても、何の研修もしていませんから、ただ危険がないようにと見守るだけ。危険を回避するためにだけいる。
- 障害のある子どもたちはなかなか学童には入れませんから、親たちが自ら放課後の居場所を作る取り組みをしています。そうした居場所に対して松戸市はこれまで補助をしてきませんでした。様々な働きかけの結果、最低レベルの補助がされるようになりました。地域のところで学童などには入れれば近くていいのですが、車でピックアップしながらもそういうことをやらざるを得ないのです。
- 特別支援教育の問題については、近いうちに一つのテーマにして例会を持ちたいと思います。